

平成29年9月13日
小郡市教育委員会教務課

○小郡市における今後の色覚検査の取り組みについて

小郡市立小・中学校における色覚検査に係る周知については、これまでは各学校で発行する保健だよりの記事の一部において色覚に関する啓発を行っています。

小郡市教育委員会としましては、今後の色覚に関する周知について、文科省通知（下表）にもあるように、色覚異常を有する児童生徒等が進学や就職で不利益を受けないよう、今後以下のように見直すよう考えています。

- ・毎年度特定の学年の保護者に対し、色覚に特化した文書を通知し、希望者については眼科を受診いただくよう周知を行う。
- ・希望する保護者へ報告書の様式を渡し、今後の学校生活や進路指導の配慮のため、受診結果についての報告書を学校へ提出していただくようお願いする。
- ・周知の時期、対象学年については今後改めて決定するが、小学校高学年及び中学校2～3年生を対象とすることを予定している。
- ・周知文書については、内容や表現等について関係機関と協議しながら、本年度中に作成する。

（参考）

文科省通知（H26.4.30 付 26 文科ス第 96 号）「学校保健安全法施行規則改正について（通知）」より抜粋

2 色覚の検査について

学校における色覚の検査については、平成15年度より児童生徒等の健康診断の必須項目から削除し、希望者に対して個別に実施するものとしたところであるが、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え、就職に当たって初めて色覚による就業規制に直面するという実態の報告や、保護者等に対して色覚異常及び色覚の検査に関する基本的事項についての周知が十分に行われていないのではないかと指摘もある。

このため、平成14年3月29日付け13文科ス第489号の趣旨を十分に踏まえ、①学校医による健康相談において、児童生徒や保護者の事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ、適切な対応ができる体制を整えること、②教職員が、色覚異常に関する正確な知識を持ち、学習指導、生徒指導、進路指導等において、色覚異常について配慮を行うとともに、適切な指導を行うよう取り計らうこと等を推進すること。特に、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、より積極的に保護者等への周知を図る必要があること。